

## 地域への対日直接投資 集中強化・促進プログラム

平成 31 年 4 月 16 日  
対日直接投資推進会議決定

## 1. 基本的考え方

我が国は、これまで対日直接投資推進に積極的に取り組み、我が国の投資環境は着実に改善し、対日直接投資も増加してきたが、投資先は東京を中心とする一部の大都市に集中していた。

我が国のそれぞれの地域には、技術力を持った個性的な企業、特色ある産業集積、農林水産品・観光資源をはじめとする様々な地域資源、優秀な労働力が広く存在している。こうした各地域が持つ強みを、外国企業が持つ販路・技術・人材・ノウハウと結びつけることにより、内外の新たな需要やイノベーションを創出し、生産性を引き上げ、良質な雇用機会を創出することが可能となり、ひいては地域経済の持続的な活性化につながっていく。

こうした認識の下、それぞれの地域の特色を見極め、地域にとって最も効果的な外国企業誘致を戦略的に行っていくため、昨年の対日直接投資推進会議において、「地域への対日直接投資サポートプログラム」（以下、「サポートプログラム」という）を決定し、関係機関が連携しながら、昨年度は 24<sup>1</sup>の地方自治体に対して誘致戦略の策定をはじめとする誘致活動への支援を行ってきたところ。

これまで支援してきた地方自治体のうち、一部では誘致戦略が明確になるなど、誘致活動の「実行」段階に達している。サポートプログラムを強化し、これらの地方自治体への支援を重点的に行うことにより、誘致実績の着実な積み上げを図るとともに、誘致戦略策定の促進等に取り組み、地域への対日直接投資を更に促進することとしたい。

併せて、我が国全体のビジネス環境の更なる改善に取り組むことにより、「2020 年までに対日直接投資残高を 35 兆円に倍増する」という目標の着実な達成を目指す。

<sup>1</sup> 平成 30 年 10 月に経済産業省及びJETROにて、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、愛知県、三重県、和歌山県、福岡県、熊本県、北海道旭川地域産業活性化協議会、宮城県仙台市、茨城県つくば市、神奈川県横浜市、長野県小諸市、愛知県名古屋市、三重県松坂市、伊賀市、京都府京都市、大阪府大阪市、兵庫県神戸市、福岡県福岡市、北九州市、久留米市、佐賀県唐津市の 24 自治体への支援を決定。平成 31 年 4 月、新たに北海道への支援を決定。

済団体をはじめとする経営支援機関等<sup>3</sup>との連携を強化する。

(c) 誘致施策の強化：施策間の連携不足への対応

- 重点自治体に対して、地方創生推進交付金<sup>4</sup>の有効活用や外国企業向けインセンティブ措置の実行など、当該重点自治体における誘致成功に向けた最適な施策メニューを積極的に提案する。その際、インバウンド観光需要の取り込みや農林水産業の輸出促進との連携も強化し、地域活性化に貢献する効果的な施策メニューを提案していく。

② 誘致戦略の策定とサポートプログラムへの参加の促進

- 引き続き、サポートプログラム対象自治体による誘致戦略の策定を支援する。
- 地域経済の持続的な活性化には対日直接投資が有効な手段の一つであるという認識を広め、地方自治体のサポートプログラムへの参加を促進するため、JETROにおいて、外国からの投資呼び込みが地域経済の活性化に寄与している優良事例を発掘した上で、その成功要因について分析を行い、結果を成功事例集としてとりまとめるとともに、地方自治体に広く周知する。RBCやRBCの全国版となるJapan Business Conference（2020年開催予定）等のイベントにおいても、成功事例集を積極的に発信する。

**(2) 我が国のビジネス環境の更なる改善に向けた取組**

① 対日直接投資成功事例の周知を通じた外国企業との協業・連携機運の醸成  
【内閣府、経済産業省及びJETRO】

単に外国企業であることのみを理由に協業・連携等を躊躇してしまう傾向（いわゆる「外資アレルギー」）を緩和するため、上記（1）②の成功事例集を、地域金融機関、各経済団体をはじめとする経営支援機関、地域の企業等に対して広く周知する。

<sup>3</sup> 各経済団体のほか、よろず支援拠点やプロフェッショナル人材拠点、事業引継ぎ支援センター等を想定。

<sup>4</sup> 2019年度から申請上限件数の見直し等の運用改善が図られている。

② 法人設立手続のオンライン・ワンストップ化の推進【日本経済再生総合事務局】

法人設立手続のオンライン・ワンストップ化により、「手続き数1、所要日数1日」を2020年度中に確実に実現する。

③ AIの活用等による法令翻訳の加速・充実化【法務省】

AIの活用等、法令の外国語訳の抜本的加速に向けた方策や、よりユーザー目線に立った翻訳提供の在り方を検討する。

④ コーポレートガバナンス改革の取組状況の発信【金融庁】

中長期的な企業価値の向上に向け、コーポレートガバナンス・コード及びスチュワードシップ・コード等を踏まえた企業と投資家の取組みに関する検証を行うとともに、海外機関投資家を含む国内外への積極的な発信を行う。

⑤ 事業環境整備に向けた取組【日本経済再生総合事務局】

世界銀行のDoing Business ランキングにおける日本の順位も踏まえ、法人設立手続きのオンライン・ワンストップ化の推進(②)も含め、事業環境改善に向けた取組を引き続き行うとともに、我が国のビジネス環境の評価が適切に行われるように努める。

⑥ 対日直接投資推進会議でこれまでに決定した取組の着実な実行

これまでの対日直接投資推進会議等において決定した「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」(平成27年3月17日)、「グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ」(平成28年5月20日)、「対日直接投資推進会議 規制・行政手続見直しワーキング・グループとりまとめ」(平成29年4月24日)における取組について、特に期限を区切って達成目標が定められているもの(下記参照)については期限を厳守しつつ着実に実行する。

- 携帯電話をはじめとした様々な情報端末を活用した多言語音声翻訳については、今後5年間の研究開発及び社会実証を経て、2020年までに、実